

# **受信機器購入等対策事業費補助事業 実施要領**

平成21年10月1日

総務省 地デジチューナー支援実施センター

# 受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条（通則）
- 第2条（目的）
- 第3条（交付の対象）
- 第4条（補助金交付基準）
- 第5条（補助金の額）
- 第6条（業務の委託等）

### 第2章 支援対象者に対する支援の決定

- 第7条（支援の申込み）
- 第8条（支援対象者であることの確認等）
- 第9条（申込みの取下げ）

### 第3章 チューナーの設置等

- 第10条（交付の申請）
- 第11条（交付の決定及び通知等）
- 第12条（申請の取下げ）
- 第13条（チューナーの設置）
- 第14条（受信アンテナの設置）
- 第15条（実績報告）
- 第16条（補助金の額の確定等）
- 第17条（補助金の支払）
- 第18条（交付の決定の取消し等）
- 第19条（財産の管理等）
- 第20条（処分等の制限）

### 第4章 共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修等

- 第21条（交付の申請）
- 第22条（交付の決定及び通知等）
- 第23条（申請の取下げ）
- 第24条（支援の対象となる改修）
- 第25条（実績報告）
- 第26条（補助金の額の確定等）
- 第27条（補助金の支払）
- 第28条（財産の管理等）
- 第29条（交付の決定の取消し等）
- 第30条（変更の報告等）

## 第5章 コールセンターの運営等

第31条（コールセンターの運営）

第32条（関係者への周知等）

## 第6章 雑 則

第33条（再度の支援の不実施）

第34条（様式の補正）

第35条（申込書等の提出部数）

第36条（その他必要な事項）

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 受信機器購入等対策事業費補助事業（以下「受信機器購入等の支援」という。）の実施方法については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）及び電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本要領は、平成21年度（以下、「本年度」という。）において、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー内に設ける総務省 地デジチューナー支援実施センター（以下「センター」という。）が国から受信機器購入等の支援に係る補助金の交付を受けて、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビ放送の受信が困難な者に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備のための支援に関する実施方法を定め、当該支援の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 センターは、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビ放送の受信が困難な者（以下「支援対象者」という。）に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備に要する費用のうち、別表第1に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）について、予算の範囲内で支援を行う。

2 支援対象者とは、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第1項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「協会」という。）との契約（以下「受信契約」という。）を締結し、かつ、同条第2項の規定により協会が総務大臣の認可を受けて定めた基準において、次に掲げる者として放送受信料が全額免除されている者とする。

一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第2条第3項に規定する入所者若しくは同法第19条第1項の援護を受けている入所者の親族又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者

二 次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税非課税の措置を受けている場合の、当該世帯の構成員

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者

イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

### 三 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う施設の入所者

#### （補助金交付基準）

第4条 センターは、支援対象者に係る工事の内容が次の各号に掲げる事項に照らして妥当であるものに対して支援を行う。

- 一 有効性：支援対象者の世帯における地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
- 二 公平性：支援対象者の世帯の1台のテレビ受信機における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものであること。

#### （補助金の額）

第5条 交付する補助金の額は、支援対象経費の額の10分の10以内の額とする。

#### （業務の委託等）

第6条 センターは、受信機器購入等の支援に係る業務について、その一部を他の者に委託することができる。

- 2 センターは、受信機器購入等の支援に係る業務の一部を他の者に実施させる場合には、個人情報の適正な取扱いに配慮し、交付要綱第9条第2項に定めるところによりこれを行うものとする。
- 3 センターは、受信者機器購入等の支援に係る工事を他の者に実施させる場合には、地域の実情等に配慮し、交付要綱第9条第4項に定めるところによりこれを行うものとする。

## 第2章 支援対象者に対する支援の決定

#### （支援の申込み）

第7条 受信機器購入等の支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、様式第1の支援の申込書によりセンターに申込まなければならない。

#### （支援対象者であることの確認等）

第8条 センターは、前条に基づく支援の申込みを受け付けたときは、その内容を確認の上、第3条第2項各号に掲げる者として放送受信料が全額免除されている者であることの確認を協会に対して行うものとする。

- 2 前項の支援の申込みの受付期間（以下「申込受付期間」という。）は平成21年10月1日（木）から同年12月28日（月）（消印有効）までとする。センターは、申込受付期間以降の申込みについては、本年度内の支援が可能と判断する範囲内で支援を行うものとする。
- 3 センターは、支援の申込書が到着した日付順に支援の申込みを受け付けるものとする。
- 4 センターは、第1項の協会への確認等を踏まえ、本年度内に支援が可能か否かの審査を行い、支援が可能と判断した申込みに対して支援を決定し、申込者に通知する。ただし、次の各号に該当する地域から申込みがあった場合は、必要に応じ、他の地域に優先して支援の決定を行うこととする。
  - 一 総務省が行うアナログテレビ放送終了リハーサル実施地域
  - 二 総務省が行う地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査において、地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率が特に低いと認められる次に掲げる地域ア 沖縄県

- 5 センターは、前項の支援の決定に必要なときは、調査等を行う。また、適正な支援を行うために必要があるときは、当該申込に係る事項について修正を加えるほか、支援目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 6 第4項の審査の結果、支援を行わないことを決定したときには、様式第2の不支援決定通知書により申込者に通知を行うものとする。
- 7 第4項の支援の決定をした後に、支援を行う場所（以下「支援場所」という。）において、本年度内に地上デジタルテレビ放送を受信できる環境が整備されることが判明した場合には、本年度内に支援を行えない旨の通知を行うとともに、翌年度以降の支援の希望の有無を確認する。
- 8 支援の決定は、本年度内の支援の実施可能件数に到達するか又はセンターが本年度内の支援が事実上困難と判断した日をもって終了するものとする。
- 9 センターは、前項の支援の決定の終了日までに支援の決定が行われなかった申込者に対しては、本年度の支援を行えない旨の通知を行うとともに、翌年度以降の支援の希望の有無を確認する。

（申込みの取下げ）

- 第9条 前条第4項の規定により支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、支援の決定の通知を受けた場合において、支援の申込みを取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に様式第3の支援申込み取下げ届出書によりセンターに申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る支援の決定はなかったものとみなす。

### 第3章 チューナーの設置等

（交付の申請）

- 第10条 支援決定者は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、センターが指定する地上デジタルテレビ放送対応チューナーの設置（以下「チューナー」という。）又は受信アンテナの改修（設置を含む。以下同じ。）のいずれか又は両方（以下「チューナーの設置等」という。）について支援を受けようとするときは、様式4の交付申請書によりセンターに申請しなければならない。

（交付の決定及び通知等）

- 第11条 センターは、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請が適当であると認めるときは、交付の決定を行い、様式第5の交付決定通知書により支援決定者に通知するものとする。
- 2 センターは、前項の交付の決定をする場合において、適正な支援を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えることができる。
  - 3 センターは、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。
  - 4 センターは、前条の規定による申請に対し支援をしない決定をしたときには、様式第6の不交付決定通知書により支援決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第12条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下この章において「交付対象者」という。）は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に様式第7の交付申請取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(チューナーの設置等)

第13条 センターは、第11条第1項の交付の決定の通知において、チューナーの設置等に係る支援を決定した場合には、支援場所を訪問しチューナーを設置するものとする。ただし、交付対象者が支援場所への訪問を希望しない場合には、チューナーを支援場所へ送付するものとする。

- 2 前項の支援は、一の受信契約につき、一台の支援とする。
- 3 第1項の支援は、原則として交付対象者が現に居住している居所への支援とする。ただし、やむを得ない事情により、支援を希望する支援場所に居住していない場合は、交付対象者が希望する支援場所に第1項の支援を行うものとする。
- 4 第1項におけるチューナーの保証期間は、チューナーを設置した日又は支援場所に到着した日から3年とする。

(受信アンテナの改修)

第14条 センターは、第11条第1項の交付の決定の通知において、受信アンテナの改修に係る支援を決定した場合には、支援場所に受信アンテナの改修を行うものとする。

- 2 前項の支援を行う際に設置する受信アンテナの基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 第1項の支援において室内に受信アンテナを設置する場合は、交付対象者は、様式第8の室内アンテナ設置同意書をセンターに提出しなければならない。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の支援を行う場合において準用する。

(実績報告)

第15条 交付対象者は、前二条により支援を行うチューナーの設置等が完了した日から起算して15日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9の工事完了届兼実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の報告をする場合において、提出期限についてセンターから別段の指示を受けたときは、交付対象者はその指示に従わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 センターは、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、実施工程及び支援すべき補助金の額を確定し、様式第5の交付決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 前条の補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、センターが行うチューナーの設置等に係る経費の支払に充てられ、交付対象者に直接支払われないものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 センターは、交付対象者が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法施行令、本要領若しくはこれらに基づく規定に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 交付対象者は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既にチューナーの設置等が行われているときは、センターが定める期限までに返還しなければならない。

- 3 前項において、チューナーを返還することができない場合には、別表3に定める残存価額をセンターに納付しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 交付対象者は、支援によって取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、支援の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 センターは、交付対象者が支援によって取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(処分等の制限)

第20条 交付対象者は、支援されたチューナーを支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第10による処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、チューナーの別表3に定める残存価額がない場合には、この限りでない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 3 次の各号に掲げる場合においては、第1項の支援の目的に反した処分に当たらないものとする。
  - 一 交付対象者がチューナーをセンターに返還する場合
  - 二 第3条第2項第三号に該当する交付対象者が、入所している社会福祉事業施設を退所する際に、他の入所者の利用に供するため、当該社会福祉事業施設にチューナーを無償譲渡する場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、センターが支援の目的に反しないものと認める場合

#### 第4章 共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修等

(交付の申請)

第21条 支援決定者は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修(新設を含む。以下同じ。)に係る負担金について支援を受けようとするときは、様式第11の交付申請書に当該負担金に係る見積書を添付して、センターに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、改修が既に行われている場合は、この限りでない。

- 2 支援決定者は、前項の申請に際して、あらかじめ、共同受信施設の設置者(以下「施設設置者」という。)又はケーブルテレビ会社から、改修の工事関係資料の提供等について協力の同意を得るものとする。ただし、やむを得ない事情により、協力を得ることができない場合には、この限りでない。

(交付の決定及び通知等)

第22条 センターは、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請が適当であると認めるときは、交付の決定を行い、様式第12の交付決定通知書により支援決定者又は施設設置者若しくはケーブルテレビ会社に通知するものとする。

- 2 センターは、前項の交付の決定をする場合において、適正な補助を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えることができる。
- 3 センターは、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。



- 4 センターは、前条の規定による申請に対し補助をしない決定をしたときには、様式第13の不交付決定通知書により支援決定者又は施設設置者若しくはケーブルテレビ会社に通知するものとする。
- 5 センターは、第1項の規定により、申請の内容を審査するに際して、支援決定者がサービスを受けるケーブルテレビ会社が、有線テレビジョン放送法又は電気通信役務利用放送法に則った活動を行っていることを確認するものとする。

(申請の取下げ)

- 第23条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下この章において「交付対象者」という。）は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に様式第7の交付申請取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(支援の対象となる改修)

- 第24条 第22条の交付の決定の対象となる共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修は、交付対象者の世帯の1台のテレビ受信機における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものとする。
- 2 平成21年4月1日以降に共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修工事を開始したもののうち、平成21年4月24日以降に交付対象者への請求又は交付対象者による支払があったものに限ることとする。
  - 3 国若しくは地方公共団体の補助又は協会の助成を受ける共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修に係る負担金に対する支援にあたっては、当該補助金額又は助成金額を控除した金額を支援するものとする。

(実績報告)

- 第25条 交付対象者は、施設設置者又はケーブルテレビ会社において改修工事が完了し、その改修経費の請求があった場合には、請求書、工事の实在が確認できる資料及び積算内訳を添付して、様式第14の工事完了届兼実績報告書をセンターに提出しなければならない。
- 2 第1項において、やむを得ない事情により、交付対象者が施設設置者又はケーブルテレビ会社に改修工事の支払を済ませている場合は、請求書に代えて領収書を提出できるものとする。
  - 3 前項の報告をする場合において、提出期限についてセンターの指示を受けたときは、交付対象者はその指示に従わなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第26条 センターは、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、その報告に係る改修の実施結果が第22条第1項に規定する交付の決定の通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、様式第12の補助金の額の確定通知書により交付対象者又は施設設置者若しくはケーブルテレビ会社に通知するものとする。
- 2 第1項の場合において、請求書（又は領収書）、工事の实在が確認できる資料及び積算内訳の提出がない場合には、センターは支援をしない決定をするものとする。ただし、やむを得ない事情により、積算内訳の提出ない場合は、センターが必要最低限の額として定める額を補助金の額として確定できるものとする。

(補助金の支払)

- 第27条 補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、原則として施設設置者又はケーブルテレビ会社に支払うものとする。ただし、交付対象者が施設設置者又はケーブルテレビ会社に対して支払を済ませている場合は、交付対象者に支払うものとする。
- 2 前項の規定により補助金の支払を受けようとする施設設置者若しくはケーブルテレビ会社又は交付対象者は、様式第15の支払請求書をセンターに提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第28条 交付対象者は、支援により取得した財産等については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 センターは、交付対象者が支援により取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 3 交付対象者が支援により締結したケーブルテレビを利用するための契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(交付の決定の取消し等)

- 第29条 センターは、交付対象者が交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法、適正化法施行令若しくはこの要領又はこれらに基づく指示に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 施設設置者若しくはケーブルテレビ会社又は交付対象者は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既に補助金が支払われているときは、センターが定める期限までに全部又は一部を返還しなければならない。

(変更の報告等)

- 第30条 交付対象者は、施設設置者又はケーブルテレビ会社において改修に着手後、改修の内容を変更せざるを得ない場合であって、改修を中断することが困難なときには、センターに報告し、指示に従うものとする。
- 2 センターは、前項の報告を受けた場合において、臨機の措置として交付の決定の内容を修正することができる。

## 第5章 コールセンターの運営等

(コールセンターの運営)

- 第31条 センターは、受信機器購入等の支援に関して国民一般から寄せられる問合せを受け付け、対応するためのコールセンターを運営するものとする。

(関係者への周知及び広報)

- 第32条 センターは、受信機器購入等の支援に関し、支援対象者及び地方公共団体、社会福祉事業を行う施設、障害者団体その他の関係機関に対し、周知及び広報を行うものとする。

## 第6章 雑 則

(再度の支援の不実施)

第33条 センターは、災害、損壊、支援決定者の転居その他の理由により、支援決定者において再度チューナーの設置等（支援決定者が自己設置を希望しチューナー受領をした後、訪問設置を要望した場合を含む）、共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修が必要になった場合であっても、再度の支援は行わないものとする。

（様式の補正）

第34条 本要領に定める様式は、必要に応じて適宜補正して使用することができるものとする。

（申込書等の提出部数等）

第35条 この要領に定める様式のセンターへの提出部数は様式中に特に定めのない限り1部とする。

（その他必要な事項）

第36条 受信機器購入等の支援に関し、その他必要な事項は、センターが別にこれを定める。

附則

この実施要領は、平成21年10月1日から施行する。

別表 1 支援対象経費（第 3 条関係）

内 容
<p>ア 受信者が地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の設備の設置又は改修に要する経費</p> <p>(ア) チューナー</p> <p>(イ) 受信アンテナ</p> <p>(ウ) 有線テレビジョン放送又は有線役務利用放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）に要する経費のうち、受信者が負担するもの（セットトップボックスを含む。貸与の場合は設置相当経費。）</p> <p>(エ) 有線テレビジョン放送施設（有線役務利用放送設備を含む。）を利用するための契約料</p> <p>イ 地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) 局舎</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>(キ) 伝送用専用線</p> <p>(ク) ケーブル</p> <p>(ケ) 中継増幅装置</p> <p>(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>(サ) 警報装置</p> <p>(シ) 監視装置</p> <p>(ス) 制御装置</p> <p>(セ) 測定器</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>エ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの</p> <p>オ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの</p>

別表 2 受信アンテナの基準（第 1 4 条関係）

設置地域 電界強度 (dB $\mu$ V/m) (目安)	設置場所	機器使用
強電界地域 80 以上	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UHF 全帯域用</li> <li>・ 強電界用室内アンテナ</li> <li>・ 動作利得 4 dB 以上</li> <li>・ 設置の際には、交付対象者の同意書が必要</li> </ul>
	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UHF 全帯域用</li> <li>・ 材質：アルミ製</li> <li>・ 素子数：14 素子以上</li> </ul>

		・動作利得5.5dB以上
中電界地域 70以上	屋外	・UHF全帯域用 ・材質：アルミ製 ・素子数：14素子以上 ・動作利得5.5dB以上
弱電界地域 60以上	屋外	・UHF全帯域用 ・材質：アルミ製 ・素子数：20素子以上 ・動作利得7dB以上
<p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンテナ機器は、(社)電子情報技術産業協会認定登録された、DHマーク製品を使用するものとする。ただし特殊なアンテナ（妨害波対策用アンテナ等）に関しては、この限りではない。</li> <li>・上記の設置地域の電界強度レベルは、あくまでも目安であり、また電波状況は周辺地域環境により変わることから、その状況を考慮しアンテナを選定するものとする。</li> <li>・アンテナ設置箇所の塩害、積雪等の地域性も考慮し、材質の選定を行うものとする。</li> </ul>		

別表3 チューナーの残存価額（第20条関係）

チューナー設置初年度	チューナー取得原価の80%
チューナー設置2年度目	チューナー取得原価の60%
チューナー設置3年度目	チューナー取得原価の40%
チューナー設置4年度目	チューナー取得原価の20%
チューナー設置5年度目以降	残存価額なし

## 様式

様式第 1-1	地上デジタル放送受信のための支援の申込み / アンケート
様式第 1-2	個人情報の取扱いに関する同意書 / 誓約書
様式第 2	受信機器購入等支援の不支援決定通知書
様式第 3	受信機器購入等支援申込み取下げ届出書
様式第 4	受信機器購入等支援補助金交付申請書【チューナー設置等用】
様式第 5	受信機器購入等支援補助金交付決定通知書兼受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書【チューナー設置等用】
様式第 6	受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【チューナー設置等用】
様式第 7	受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書
様式第 8	受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書
様式第 9	受信機器購入等支援工事完了届 兼 工事実績報告書【チューナー設置等用】
様式第 10	受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請【チューナー設置等用】
様式第 11	受信機器購入等支援補助金交付申請書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第 12	受信機器購入等支援補助金交付決定兼補助金の額の確定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第 13	受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第 14	受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第 15	受信機器購入等支援補助金支払請求書【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】
様式第 16	工事概要書
様式第 17-1	工事完了確認書（正：提出用）
様式第 17-2	工事完了確認書（副：お客様控え）

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

一般申込用

郵便番号

## 1 地上デジタル放送受信のための支援の申込書

地上デジタル放送を見るために必要な機器（チューナーなど）について、本申込書、右記の同意書および誓約書に記載された条件を承諾の上、支援を申込みます。

現在アナログテレビをお持ちの方で、NHKと放送受信契約を結んでおり、受信料の全額免除を受けている世帯であること（災害被災世帯を除く）が条件です。

本枠の中にご回答ください

申込日	平成 年 月 日			
お名前 (受信契約者)	フリガナ			印
住所	〒 - 都道 府県			
	チューナーなどの取付け希望先が上の現住所と異なる場合は、希望先住所をご記入ください。 〒 - 都道 府県			
電話番号	( ) -	FAX番号	( ) -	
NHK放送受信契約のお客さま番号(分かる方のみ)				

地上デジタル放送を見るための機器（チューナー）をテレビとつなぐ作業などのため、上に書かれた住所（または取付け希望先）に作業担当者が訪問します。訪問する際には、担当者から事前に電話などで連絡させていただきます。もし、訪問を希望しない場合、下の欄「訪問を希望しない」の□にチェックしてください。チューナーを配達させていただきます。（その場合、自分で取付けていただくこととなります。）

訪問を希望しない（自分で取付けます）

※収集した個人情報は、本文書の目的以外に使用されることはありません。

## 2 アンケート 作業や工事の参考にしますので、以下のアンケートにご回答ください。（分かるところのみで結構です。）

本枠の中にご回答ください

### ●チューナーを設置する住宅について

- 一戸建持家     一戸建借家     分譲集合住宅     賃貸集合住宅（公営住宅を除く）  
 公営住宅     施設（施設名： )  
 その他（ご記入ください： )

### ●アンテナについて

- 自分の世帯専用のアンテナが屋外にある     室内アンテナ     共同アンテナ（アパートなど）  
 共同受信施設（難視対策）     ケーブルテレビ     わからない  
 その他（ご記入ください： )

### ●テレビを見ている環境について

- テレビのみ見ている     テレビとビデオをつないで使っている  
 テレビにビデオ以外の（ )をつないで使っている     わからない

代 筆 者		新 柄	
-------------	--	--------	--

### 3 個人情報の取扱いに関する同意書

総務省 殿  
総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿  
NHK 殿

私は地上デジタル放送受信のための支援への申込に際し、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護に関する基本方針」に規定されている事項のほか、下に書かれている1から4の記載事項に同意します。

#### 記

- 支援決定にあたり、私がNHKと放送受信契約を締結し、NHKから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所などの個人情報（今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。）を、総務省 地デジチューナー支援実施センター（以下「センター」という。）からNHKへ提供し、NHKが支援決定に必要な範囲で、NHKから私に対して行う連絡のために当該個人情報を利用すること。
- センターからの照会に応じて、支援決定に必要な範囲でNHKが保有する私の個人情報を、センターへ提供すること。
- 支援実施のために必要があるときは、私の個人情報を、センターから、総務省、センターの委託先事業者または共同受信施設設置者などへ提供すること。
- 必要事項にご記入いただけなかった場合、本支援の申込を受諾できない場合があること。

### 4 誓約書

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

私は地上デジタル放送受信のための支援への申込に際し、下記1から3の記載事項を遵守することを誓約します。

#### 記

- 申込者の世帯が現在地上アナログ放送の受信設備を所有しており、申込時および申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナーなどの受信設備が1台もないか、ある場合でもアンテナが対応していないなどで地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと。（共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合を除く。）
- 申込者自らの世帯で使用することを目的に申込を行っており、支援完了後5年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などの処分は行わないこと。
- この申込に際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器および共同受信施設改修負担金額などの返還または相当額の実費賠償などの責任を負うこと。



様式第2

整理番号  
平成 年 月 日

申込者氏名 殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

### 受信機器購入等支援の不支援決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第8条（支援対象者であることの確認等）第6項の規定に基づき、下記のとおり支援しないことに決定したので、通知します。

#### 記

##### 1 不支援とした理由

様式第3

平成 年 月 日

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申込者 住所 〒  
氏名 印

### 受信機器購入等支援申込み取り下げ届出書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって支援決定通知を受けた  
受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第9条（申  
込みの取り下げ）第1項の規定に基づき、支援申込書を取り下げます。

#### 記

- 1 申込みを取り下げる理由

様式第 4

平成 年 月 日

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

整理番号

申請者氏名 印

### 受信機器購入等支援補助金交付申請書

【チューナー設置等用】

整理番号 をもって支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第10条（交付の申請）の規定に基づき、補助金交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請

（工事の申請内容を記載した書類（様式第16））

申請者氏名 殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

受信機器購入等支援補助金交付決定通知書

兼

受信機器購入等支援補助金額の確定（実施工程）通知書

【チューナー設置等用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）第11条（交付の決定及び通知等）第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

また、実施要領第16条（補助金の額の確定等）の規定に基づき、下記のとおり実施工程を通知します

記

1 補助金交付決定通知

(1) 工事担当者によって工事当日に訪問し通知いたします。

2 実施工程通知

(1) 工事の実施内容を記載した書類（様式第16）

(2) 工事完了確認書（様式第17）

【留意事項】

工事に要した費用については、工事完了後、総務省 地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

様式第6

整理番号

平成 年 月 日

申請者 氏名 殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

## 受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【チューナー設置等用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第11条（交付の決定及び通知等）第4項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので、通知します。

記

不交付とした理由

様式第7

平成 年 月 日

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申請者 氏名 印

### 受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書

整理番号 をもって交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第12条（申請の取下げ）第1項及び第23条（申請の取下げ）第1項の規定に基づき、受信機器購入等支援補助金交付申請書を取り下げます。

記

申請を取り下げる理由

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

受信機器購入等支援室内アンテナ設置同意書

私は、整理番号 \_\_\_\_\_ をもって交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第14条（受信アンテナの設置）第3項の規定に基づき、下記の事項を承諾の上、室内アンテナの設置に同意します。

記

- 1 アンテナの設置後は、受信状況に関わらず、センターがアンテナの設置等の支援を再度行うことはないこと。
- 2 機器の使用方法、機器の不良等に関するアフターフォローについては、引き続きセンターが対応すること。

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

整理番号

申請者氏名

印

受信機器購入等支援工事完了届 兼 工事实績報告書

【チューナー設置等用】

整理番号 \_\_\_\_\_ をもって支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、工事が完了しましたので、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第15条（実績報告）第1項の規定に基づき、工事完了兼工事实績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付申請

- (1) 工事の申請内容を記載した書類（様式第16）

2 工事完了届兼実績報告書

- (1) 工事の完了年月日  
(2) 工事の実施内容を記載した書類（様式第16）  
(3) 工事完了確認書（様式第19）

【申請に当たっての留意事項】

工事に要した費用については、工事完了後、総務省 地デジチューナー支援実施センターから工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。



総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申請者 氏名 印

受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書

【チューナー設置等用】

整理番号 をもって補助金の交付を受けた受信機器購入等支援について、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第20条（処分等の制限）第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 支援目的外使用等を行う財産  
（チューナーのメーカー名・型名・シリアルナンバー）
- 2 当該財産を取得した日  
平成 年 月 日
- 3 当該財産の支援目的外使用等の内容
- 4 理由

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申請者  
氏名 印

受信機器購入等支援補助金交付申請書  
【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第 2 1 条 (交付の申請) 第 1 項の規定に基づき、【記入に当たっての注意点】、【申請に当たっての留意事項】を承諾の上、下記のとおり申請します。

記

申請対象 : 共同受信施設改修・ケーブルテレビ施設改修 (該当する方に○をして下さい。)

1 施設設置者又はケーブルテレビ会社の情報

名称 :  
代表者 :  
住所 :  
電話番号 :

2 施設改修等の内容

3 補助金交付申請額

施設改修経費の負担額 : 円  
(補助金交付申請額)

4 添付書類

経費負担分に係る見積書

【記入に当たって注意点】

「施設設置者又はケーブルテレビ会社の情報」の記載に当たっては、加入する施設設置者又はケーブルテレビ会社へ確認をとるとともに、総務省地デジチューナー支援実施センターから工事内容等確認の協力依頼を行う旨、施設設置者又はケーブルテレビ会社へ予め了承をいただくようにして下さい。

【申請に当たっての留意事項】

- (1) 本支援は、NHK受信料全額免除世帯のうち、現在地上アナログ放送を視聴している世帯に、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の支援を行うものであり、記入いただいた施設改修経費の負担額の全額を支援しない場合があります。
- (2) 本支援に係る補助金は、やむを得ない事情により、申請者がすでに施設改修経費について支払を済ませている場合を除き、改修経費請求元の施設設置者又はケーブルテレビ会社に支払われます。
- (3) ケーブルテレビ施設改修の場合、ケーブルテレビへ加入するための契約料等の初期費用のみを支援の対象とします。月額使用料等の恒常的経費は支援の対象にはなりません。

申請者氏名 殿

(施設設置者名又はケーブルテレビ会社名)  
代表 殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

## 受信機器購入等支援補助金交付決定

兼

### 補助金の額の確定通知書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

申請のあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第22条（交付の決定及び通知等）第1項及び第26条（補助金の額の確定等）第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定し、額を確定しましたので、同条の規定に基づき通知します。

なお、実施要領の関係事項を遵守してください。

記

#### 1 施設改修の内容

#### 2 補助金の交付決定額及び確定額

補助金額 円（消費税 円を含む）

#### 3 補助の条件

(1) 補助金は、実施要領に基づき、総務省 地デジチューナー支援実施センターから施設設置者又はケーブルテレビ会社に対して、工事に要した費用に充てるために支払われます。

ただし、やむを得ない事情により、申請者が当該経費について支払を済ませている場合には、申請者に対して支払われます。

(2) 本支援により申請者が締結した施設を利用するための契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることがあります。

様式第13

整理番号

平成 年 月 日

申請者氏名 殿

(施設設置者名又はケーブルテレビ会社名)  
代表 殿

総務省 地デジチューナー支援実施センター

### 受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

申請のあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第22条（交付の決定及び通知等）第4項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付しないことに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

不交付とした理由

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申込者  
氏名 印

受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

整理番号 をもって交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第 2 5 条（実績報告）第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

申請対象：共同受信施設改修・ケーブルテレビ施設改修（該当する方に○をして下さい。）

- 1 施設改修の内容
- 2 施設改修の完了年月日  
平成 年 月 日
- 3 施設改修経費の実績額（総額）  
所 要 金 額 円（消費税 円を含む）
- 4 添付書類  
請求書（又は領収書）  
工事の实在が確認できる資料  
積算内訳

※ 補助金は、実施要領に基づき、改修経費請求元の施設設置者又はケーブルテレビ会社名に支払われます。

総務省 地デジチューナー支援実施センター 殿

申請者  
社名又は氏名 印

受信機器購入等支援補助金支払請求書

【共同受信施設又はケーブルテレビ施設用】

整理番号 \_\_\_\_\_ をもって補助金の額の確定通知を受けた受信機器購入等支援  
については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第27条（補助金の支払い）第  
2項、第42条（補助金の支払い）第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求額

円

2 振込先

金融機関名		支店又は 出張所名	支店 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄	口座番号	
口座名義	フリガナ		

## 工 事 概 要 書

1 工事日 : 平成 年 月 日

2 整理番号 :

3 工事実施内容

工 種	数量	備 考
① チューナー設置、チャンネルプリセット		
② 室内アンテナ設置工事		
③ 直列ユニット等取付工事		
④ アンテナ調整工事		
⑤ 混合器取付工事		
⑥ アンテナ取付工事		
⑦ ケーブル配線工事		
⑧ 屋根馬、マスト取付工事		
⑨ サイドベース、マスト取付工事		
⑩ 支線取付工事		
⑪ ブースター取付工事		
⑫ その他追加工事内容等		





